

## 重要なお知らせ

㈱中合発行の「全国百貨店共通商品券」をお持ちのお客様へ

― 本年十二月一日からの取扱停止と

未使用券払戻しのお知らせ―

㈱中合は、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、令和二年十一月三十日をもって「全国百貨店共通商品券」の利用を終了し、翌十二月一日から未使用商品券等の払戻しを開始することとなりました。そのため、誠に申し訳ございませんが、㈱中合発行の全国百貨店共通商品券は、本年十二月一日から、全国のご利用店舗でのお取扱いを停止させていただくこととなりました。何卒ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、㈱中合による未使用商品券等の払戻し手続は、左記の概要で行われますので、お持ちのお客様は、同社宛にお申し出くださいますようお願いしております。

### ◆対象商品券

㈱中合発行「全国百貨店共通商品券」

※券裏面に「発行元 ㈱中合」の記載がある全国百貨店共通商品券

### ◆払戻し期間

令和二年十二月一日～令和三年二月二十八日

午前十時～午後六時（土日・祝日及び年末年始（令和二年十二月三十一日から令和三年一月三日）を除く）

※令和三年二月二十七日（土）、二十八日（日）は受付いたしません。

※表記期間にお申出いただけない場合には、本払戻し手続から除斥されますのでご注意ください。

### ◆払戻し方法

左記の㈱中合お問合せ先までご連絡ください。郵送対応をご案内いたします。

### ◆本件に関するお問合せ先

㈱中合 管理部 ☎ 〇二四・五二一・五一五一

全国百貨店共通商品券等発行会（一社）日本百貨店協会内〕